

# 神戸市立舞子小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

舞子小学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「舞子小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

令和8年4月 改訂

## 1. いじめ防止のための対策の基本姿勢

本校は、舞子小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携し、いじめ問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

## 2. いじめの定義

いじめとは、「該当児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。 【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

## 3. 教職員の心構え

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己肯定感・自尊感情を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないように意識を高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努めます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめを決して許さない。」という姿勢を、様々な場面で児童に伝えます。
- ・いじめの問題を全職員にかかわる問題として、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を真摯に受け止め、適切に対応します。

## 4. 校内いじめ問題対策委員会

### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年教員、生活指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、「校内いじめ問題対策委員会」を設置します。

### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止活動の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該児童の担任を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、教職員が共有します。
- ・いじめの問題に関する教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組と検証を行います。

### (3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内の指導だけで十分な効果をあげることが困難な場合には、関係機関と適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築します。

## 5. いじめの早期発見・解決

いじめの早期発見のために、日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。また、児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない教職員の認知能力の向上に努めます。

### (1) 年間計画

|                             |
|-----------------------------|
| 4月…職員会議（基本方針提案・共通理解）        |
| 6～7月…生活アンケート（児童アンケート）の実施    |
| 7月…個別懇談会（保護者の方との情報交換・情報共有）  |
| 8月…職員研修・教育評価                |
| 11～12月…生活アンケート（児童アンケート）     |
| 12月…個別懇談会（保護者の方との情報交換・情報共有） |
| 2～3月…生活アンケート（児童アンケート）の実施    |
| 3月…学校評価（次年度計画）              |

### (2) 児童や学級の様子をつかむ

- ・授業だけでなく、休み時間、給食や清掃時間等あらゆる機会に児童と積極的に触れ合い、その心情や人間関係の変化を早期発見できるよう努めます。
- ・児童へのアンケートも活用し、問題の早期発見・解決に努めます。

## 6. いじめの対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

| いじめ情報認知  | 正確な状況把握   | 指導体制<br>・方針決定  | 子供への指導・支援<br>(保護者との連携)  | 以降の対応  |
|--|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ問題対策委員会を招集する。</li><li>・いじめ被害にあった児童を保護する。</li><li>・見守り体制を整備する。<br/>(登下校・休憩時間・清掃時間・放課後等)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・当事者や周囲から個々に情報を聞き取り、記録する。</li><li>・関係教職員との情報を共有する。</li><li>・いじめの全体像を把握する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・指導のねらいを明確にする。</li><li>・教職員で共通理解し、役割を分担する。</li><li>・教育委員会、関係機関と連携する。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめを受けた児童の不安や心配を取り除く。</li><li>・いじめた児童を指導する。</li><li>・保護者に連絡し、協力を求める。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・継続的な指導と支援をする。</li><li>・心のケア（スクールカウンセラーの活用等）</li><li>・心の教育の充実と学級作りを改善していく。</li></ul> |

### (2) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童と保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聞き取り、共感的に受け止めます。
- ・関係する児童と周囲の児童から個々に事情を聞き取り、関係教職員で情報を共有し、組織的に対応します。

### (3) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。特に、一時的、観念的な指導に終わらぬよう、再発防止に向け計画的な指導を行います。
- ・状況に応じて、関係機関と連携して解決にあたります。
- ・指導後も継続的に、関係する児童と保護者に寄り添って対応していきます。

## 7. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教室を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機等の使用や家庭でのルール作りについて保護者と共に取り組んでいきます。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察などの関係機関と連携して対応します。

## 8. 保護者・地域との連携

まいこっこの会、ふれあい懇話会、青少年育成協議会等、保護者や地域と連携し、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を見守ります。

## 9. 関係機関との連携

学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、普段から、関係機関と連携できる体制を構築しておきます。

### 【関係機関】

- ・垂水警察署
- ・垂水少年サポートセンター
- ・垂水区こども家庭支援室
- ・児童相談所〔神戸市こども家庭センター〕
- ・各医療機関 等

## 10. 生命又は身体のおびやかされるような重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告します。
- ・教育委員会事務局の指導のもと、組織を設け調査します。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、個人情報に配慮をしつつ真摯に情報を提供します。

## 11. その他

- ・この基本方針は本校の状況に応じて、点検・見直しされ、適切に改定を行います。